

婚 姻 届

「夫の氏」で婚姻する場合に、夫になる者が戸籍の筆頭者ではない場合は、夫を筆頭者とした新しい戸籍を編製し、その新しい戸籍に妻が入籍します。

夫になる者がすでに戸籍の筆頭者の場合は、夫の戸籍に変動はなく、その戸籍に妻が入籍します。

「妻の氏」で婚姻する場合も同様です。

「外国人」と婚姻される場合で、日本人配偶者が戸籍の筆頭者でない場合は、その方を筆頭者とした新しい戸籍を編製します。すでに筆頭者の場合は、戸籍に変動はありません。

また、日本で婚姻する場合は、市区町村に婚姻届出をします。

外国で結婚が成立した場合にも、日本の市区町村役場に、結婚の報告をする必要があります。

根 拠 法 令	戸籍法第74条、民法第731条～第741条
届 出 期 間	届け出をした日から法律上の効力が発生
届 出 地	夫または妻の本籍地、住所地、所在地(居所や一時滞在地)
届 出 人	夫になる人及び妻になる人
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none">・届 書：婚姻届記入例は下記をご覧ください・戸籍全部事項証明書各1通：届出先に本籍がないとき・国民健康保険被保険者証(加入者)・父母の同意書(該当者のみ)・印 鑑：届出人(婚姻する当事者2名)のそれぞれのもの
そ の 他	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none">・証人は、成年2名以上必要(届書の右側に印刷されています。証人が2名いないと受理できません。)です。・婚姻する人が未成年者の場合(20歳未満であること。因みに婚姻年齢は夫18歳以上、妻16歳以上にならないと結婚できません。)は、父母(養父母)の同意が必要です。 同意の例は次のとおりです。 ① 未成年者の父母(養父母)が証人として証人欄に記入、押印する。 ② 別途「同意書」を作成し婚姻届に添付する。

	<p>③ 婚姻届の「その他」欄に「結婚に同意する旨」を記入、押印する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻している人は、その婚姻を解消しない限り、別の人と婚姻できません。 ・女性に婚姻歴があるときは、再婚禁止期間として100日経過していることが必要です。なお、前婚終了後出産したとき、再婚相手が前婚の解消又は取消し相手の場合等は除かれます。 ・直系血族、直系姻族または三親等内の傍系血族の間及び、養子と養父母の間では婚姻をすることができません。
外国人との婚姻	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人と結婚しても、日本人配偶者の氏は変わりません。外国人配偶者の氏に变えたい場合は、戸籍法第107条第2項の届出をする必要があります。 ・外国人と結婚しても日本国籍は無くなりませんし、その外国人配偶者に日本国籍が与えられることもありません。 ・外国籍の人と婚姻する場合、日本の市区町村に婚姻届を提出するときは、日本人の方については戸籍全部事項証明書（本籍地に提出する場合は不要）、外国籍の方については婚姻要件具備証明書、国籍証明書（旅券でも可）、出生証明書のそれぞれ原本（コピー不可）及びそれぞれの日本語訳文が必要となります。なお、必要な書類は国籍によって異なりますので、事前にお問い合わせください。 ・外国語の文書の日本語訳は、どなたが行ったものでも構いませんが、訳者の住所、氏名を記載・署名し、押印（外国籍の方は署名のみで印鑑は不要）をしてください。 ・日本国外で、外国の方式による婚姻が成立している場合、3か月以内に届出をすることになります。この場合必要なのは、当該国の官憲が発行した婚姻証書とその日本語訳になります。 ・日本人配偶者の戸籍には、身分事項欄に結婚した相手の国籍、氏名、生年月日が記載されます。
関連の届出	<p>転入届（春日部市外から春日部市内に住所を変更するとき）</p> <p>転居届（春日部市内で住所を変更するとき）</p> <p>転出届（春日部市外へ住所を変更するとき）</p>
教 示	<p>婚姻届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。</p>

婚姻届記載上の留意事項

(1) 欄	届出人は婚姻年齢（男 18 歳以上、女 16 歳以上）に達している必要があります
(2) 欄	<ul style="list-style-type: none">・住所は届出時点の住民登録(住民票)のあるところの住所を記載してください。 ※婚姻届、転入届又は転居届を同時にする場合、同日なら新住所を記入してください。・婚姻によって住所が自動的に異動することはありませんので、住所が変更になる方は、住民登録についての異動届を提出してください。
(3) 欄	<ul style="list-style-type: none">・届出時点のそれぞれの本籍及び筆頭者氏名を、戸籍全部事項証明書のとおり記載してください。（本籍の番地についてはアラビア数字で記載してください。） ※わからない人は、戸籍全部事項証明書や住民票の写し（本籍あり）で確認し、正しく記入してください。・外国籍の方については、国籍を記載して筆頭者氏名は空欄としてください。・「父母の氏名」欄は父母が婚姻中（死別も含む）であれば、父の欄は父の氏名、母の欄は母の名のみを記載します。届出時点で父母が婚姻中ではない、死別後姻族関係終了届もしくは復氏届をしている場合は、父・母ともに氏名を記載してください。・父母の一方あるいは双方が外国籍の方々の場合は、婚姻中であるかを問わず氏名で記載してください。・養父母は、その他欄に「夫の養父 ○○」のように記入してください。・「続き柄」欄は「長・二・三・四・・・」のように記入してください。
(4) 欄	<p>※ここが抜けていると受理決定できず、戸籍の処理も進められませんので、ご注意ください。また、この欄を誤ったときは、誤った個所に押印をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・日本人同士の婚姻においては、必ず「夫の氏」か「妻の氏」のいずれかを選択してチェック してください。選んだ氏の方が、戸籍の筆頭者になりますが、筆頭者は後から変更することはできません。なお、当事者の一方が外国籍の方の場合は、チェックは不要です。・「新本籍」については、「夫の氏」を選択している場合で、(3) 欄に記載している戸籍の筆頭者氏名（つまり現時点の戸籍の筆頭者）が「夫になる人」本人である場合は、記載しないでください。「妻の氏」の場合も、「妻になる人」が届出時点の戸籍の筆頭者本人である場合は、記載しないでください。・これらに該当することがない方々（親の戸籍にいた人）は、婚姻により、親の

	<p>戸籍から抜けて、必ず夫婦（当事者の一方が外国籍の方との婚姻の場合は日本人配偶者のみ）の新しい戸籍をつくることになるので、新しい本籍を記載してください。</p>
(5) 欄	<p>夫妻になる方々が結婚式を挙げたとき、あるいは同居を始めたときのいずれか早いほうの年月を元号を用いて記載してください。</p> <p>なお、婚姻届出時点では結婚式を行っていない、かつ同居も始めている、というときは、この欄は空欄のままとしてください。</p>
(6) 欄	<p>必ず該当するところにチェックしてください。「再婚」に該当の方は直前の婚姻について「死別」「離別」の別を□にレ点チェックし、必ずその年月日を元号を用いて記載してください。なお、内縁は含まれません。</p>
(7) 欄	<p>必ず該当する番号の□にレ点チェックをしてください。</p>
(8) 欄	<p>国勢調査実施年のみ記入します。その他の年は、記入不要です。</p>
その他欄	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚する人が養子、養女の場合は、「夫の養父〇〇××」「妻の養母〇×〇×」と記入します。なお、上記（3）欄の「父母の氏名」欄で養父母が婚姻中ならば、養母の氏は書きません。 ・2人の結婚により、嫡出子となる子、共同親権になる子がある場合はその旨を記入します。
届出人欄	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の署名、押印は、届出時点の氏名でしてください。なお、署名は必ず本人が自署してください。なお、この欄を誤ったときは、誤った個所に押印をしてください。 ・届出人は「夫になる人」「妻になる人」両方ですが、外国方式で成立した婚姻の場合は、日本人配偶者の方からのみの届出になります。
証人欄	<ul style="list-style-type: none"> ・証人の署名・押印・生年月日・住所・本籍、すべてを記載してください。なお、この欄を誤ったときは、誤った個所に押印をしてください。 ・証人は成年に達している方でないとなれません。 ・2人の婚姻の意思を保証する証人が、2名いない場合は受理できません。ただし、外国方式で成立した婚姻については証人は不要です。 ・外国籍の方の場合は署名・生年月日（西暦による記載）・外国人登録している住所・本籍欄には国籍を記載していただき、押印は必要ありません。

婚姻届

平成23年12月25日届出
※届出日を記入してください。

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 号 第 第	發送 平成 年 月 日
受付 平成 年 月 日 号 第 第	埼玉県春日部市長 印
書類調査 戸籍記載 記載調査	調査票 附 票 住民票 通知

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人				
	かすかべ	たろう	しょうわ	はなこ			
	氏名 粕壁	名 太郎	氏名 庄和	名 花子			
生年月日	昭和・平成 3年 3月 20日		昭和・平成 60年 5月 6日				
(2) 住所	埼玉県春日部市中央 6		埼玉県春日部市粕壁東				
	丁目 2 番地 番号		3 丁目 2 番地 番号				
	(方書・マンション名) ショウワハイツ102		(方書・マンション名) ハイマート202				
世帯主の氏名	粕壁 京子		世帯主の氏名 庄和 花子				
(3) 本籍	埼玉県春日部市金崎		埼玉県春日部市粕壁東				
	839 番地 1		3 丁目 2 番地				
	筆頭者の氏名 粕壁 京子		筆頭者の氏名 庄和 一郎				
父母の氏名 父母との続き柄	父	粕壁 二郎	続き柄	父	庄和 一郎	続き柄	
	母	京子	長男	母	彩子	二女	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の☑の氏の人の方がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)						
	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	埼玉県春日部市金崎 839		丁目	番地 1	番	
(5) 同居を始めたとき	昭和 平成	23年 10月		〔結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください〕			
(6) 初婚・再婚の別	夫	<input type="checkbox"/> 死別 昭和・平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 離婚		妻	<input type="checkbox"/> 死別 昭和・平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 離婚		
	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚			<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚			
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事と	夫	<input type="checkbox"/> 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯				
	夫	<input type="checkbox"/> 妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯				
	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から9人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5)				
	夫	<input type="checkbox"/> 夫	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	夫	<input type="checkbox"/> 妻	5. 1から4にあてはまらないその他のの仕事をしている者のいる世帯				
	夫	<input type="checkbox"/> 妻	6. 仕事をしている者のいない世帯				
(8) 夫婦の職業	(国勢調査の年・・・平成 年・・・の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)						
	夫の職業			妻の職業			
その他							
届出人署名押印	夫 粕壁 太郎 印			妻 庄和 花子 印			

事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 048-736-1111 (夫・妻)
	妻 年 月 日	先 (自宅) 勤務先・携帯

※持参するもの ・印鑑 ・本人確認ができるもの
※届出先が本籍地でない場合は、戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) を添付してください。
※証人欄については、20歳以上の2人の方の署名、押印が必要です。

婚姻届書 (右側)

		証	人
署 押 生 年 月 日	名 印	春日部 竹男 印	<i>wayne rashman</i> 印
		昭和 15年 12月 20日	西暦 1950年 5月29日
住 所		埼玉県春日部市中央 7	同 左
		丁目 2番地1号	丁目 番地 号
本 籍		埼玉県春日部市中央 7	アメリカ合衆国
		丁目 2番地1号	丁目 番地 番